

フローチャートで
確認しよう

あなたは申告が **必要？ 不要？**

このフローチャートは一般的な事例です。ここに載っている事例が当てはまらない場合もありますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

秦野市
令和5年度

まずはフローチャートで、市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう。なお、所得税の還付を受ける方、又は申告する義務がある方は、確定申告書を提出してください。その場合、市民税・県民税の申告は不要です。

※市民税・県民税は、世帯ではなく個人に課税されますので、個々に判定が必要になります。

START

令和5年1月1日現在、秦野市に居住していましたか。

いいえ → **秦野市に市民税・県民税の申告は不要**

令和5年1月1日現在に居住していた市区町村にお問い合わせください。住民票を移していない場合でも、実際に居住している市区町村で課税になります。

はい → 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに収入がありましたか。(障害・遺族年金、雇用保険給付金、生活保護給付金などの非課税所得を除く。)

いいえ → **秦野市に居住している方の税法上の控除対象(同一生計)配偶者、扶養親族になっていますか。**
※合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者の同一生計配偶者(障害者に該当する方を除く)の場合は、年末調整では税法上の扶養親族として取り扱われません。

いいえ → **秦野市に市民税・県民税の申告が必要**
申告書の◎「前年中収入がなかった人の記入欄」に必要事項を記入して提出してください。

はい → 公的年金等収入はありましたか。

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

Point! ただし、児童扶養手当等を受給する場合や、所得証明書等を必要とする場合は、申告が必要になります。

はい → 給与収入はありましたか。

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

平塚税務署に確定申告書を提出しますか。
所得税の還付を受ける方、又は申告義務のある方は、確定申告書を平塚税務署へ提出してください。
ただし、本年1月24日(火)から3月15日(水)までの申告会場は平塚市役所庁舎1階多目的スペースです。(土日祝日を除きますが、2月19日(日)と2月26日(日)は開場)
平塚税務署
〒254-8533
平塚市浅間町9番1号 平塚市庁舎内
電話 0463-22-1400(代)

はい → 令和4年中に勤務先を中途退職しましたか。

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

はい → 退職後、年末までに再就職して、前の勤務先分と合わせて年末調整をしましたか。

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

はい → 勤務先から秦野市役所に給与支払報告書の提出がありますか。(勤務先の給与担当に確認してください。)

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

はい → 市民税・県民税の申告が必要

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

はい → 市民税・県民税の申告は不要

いいえ → 市民税・県民税の申告は不要

はい → 公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など)の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下ですか。

いいえ → 平塚税務署へ確定申告書を提出してください。(市民税・県民税の申告は不要です。)

はい → 公的年金等以外の所得(給与・営業・農業・不動産・一時・その他雑所得など)がありますか。

はい → 公的年金等以外の所得が20万円を超えますか。

Point! ただし、所得の合計(額)が控除の合計(額)を下回る場合、確定申告は不要とされています。

いいえ → **Point!** 個人年金は「その他雑所得」になります。

いいえ → 市民税・県民税の申告が必要

はい → 公的年金等から所得税が源泉徴収されていますか。源泉徴収票の源泉徴収税額を御覧ください

いいえ → **市民税・県民税の申告が必要**
※申告書の書き方については、中面を御確認ください。

はい → 所得税の還付を受けるため、平塚税務署に確定申告書を提出しますか。

いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**

はい → **市民税・県民税の申告は不要**

いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**

はい → **市民税・県民税の申告は不要**

いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**

はい → **市民税・県民税の申告は不要**

いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**

Point! 医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除(納付書や口座振替で納めたもの)などのことです。申告がないと市民税・県民税が高くなる場合があります。

令和5年度市民税・県民税申告書の書き方～公的年金等収入のみの場合～

手順1 住所・氏名等を記入します。

赤枠内の「令和5年1月1日の住所」、「現住所」、「電話番号」、「氏名」、「フリガナ」、「生年月日」、「個人番号」を記入してください。なお、本人以外の方が申告する場合には、代理記入者欄に「住所」、「氏名」、「本人との関係」、「電話番号」を記入してください。

手順2 控除対象(同一生計)配偶者・扶養親族、本人該当欄を記入します。

(A欄) 控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族がいる場合は、その人の「氏名」、「続柄(配偶者以外の場合)」、「生年月日」、「同居か別居」、「個人番号」を記入してください。障害がある場合は該当欄に○及び□にチェックをし、障害者手帳をお持ちの場合は発行機関名(〇〇県または〇〇市)を記入してください。

(B欄) 各項目に該当がある場合は、該当欄に○及び□にチェックをつけてください。なお、障害に関する記載は上記波線部を参照してください。

※ 記入漏れがあると控除の適用ができず、市民税・県民税が高くなる場合があります。源泉徴収票に記載されていても、必ず記入してください。

※ 同一生計配偶者等については、別紙【令和5年度市民税・県民税申告書の手引き】の中面Aに記載されています。

※ 別居の場合は右下H欄に住所を記入してください。

手順3 公的年金等収入金額を記入します。

令和4年中の公的年金等収入【図1参照：源泉徴収票の支払金額欄】を記入してください。複数ある場合は、合計した金額を記入してください。

公的年金等の所得金額については、記入された収入金額をもとに、市民税課で計算します。(計算方法は別紙【令和5年度市民税・県民税申告書の手引き】の中面Dに記載されています。)

手順4 「所得・税額から差し引かれる内容」を記入します。

(E欄) 令和4年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族のために支払った医療費、社会保険料、生命保険料等を記入してください。【図2～図4参照】

ただし、介護保険料などの社会保険料が、配偶者及びその他の親族の公的年金等から差し引かれている場合、その社会保険料は、実際に公的年金等から差し引かれている本人しか申告することができません。

公的年金等の源泉徴収票、各種控除の証明書等は、同封した添付書類台紙に添付してください。

【図1】公的年金等の源泉徴収票

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号適用分	700,000	0
所得税法第203条の3第2号適用分		
所得税法第203条の3第3号適用分		
所得税法第203条の3第4号適用分		

【図2】国民健康保険税納付済額確認書

国民健康保険税(料)	普通徴収分	特別徴収分
令和3年度以前分	*****円	*****円
令和4年度分	53,400円	*****円
合計	53,400円	*****円

【図3】介護保険料納付済額確認書

介護保険料	うち特別徴収分(年金天引き)	うち普通徴収分(納付書・口座)
67,950	67,950	0

後期高齢者医療保険料	うち特別徴収分(年金天引き)	うち普通徴収分(納付書・口座)
144,750	144,750	0

受付印

秦野市長

令和5年度市民税・県民税申告書

住所：桜町1丁目3番2号

氏名：秦野 太郎

生年月日：1989年5月1日

個人番号：012345678901

手順2

A 控除対象(同一生計)配偶者・扶養親族(令和4年12月31日時点 詳細は手引き参照)

配偶者 秦野 花子 22.02.02

扶養親族 秦野 一郎(子) 45.11.22

本人該当欄

B 本人該当欄(令和4年12月31日時点)

該当する項目の記入をしてください

寡婦 ひとり親

障害者

【図4】生命保険料控除証明書

2022年分 生命保険料控除証明書(一般用・介護医療用)

契約者 秦野 太郎

適用制度：旧生命保険料控除制度

保険種類：スーパーがん

被保険者 秦野 太郎

一般生命保険料(A) 32,000円

介護医療保険料(C) 48,000円

D 収入があった人の記入欄

あなたの令和4年中の所得金額	ア 収入金額	イ 必要経費	所得金額(ア-イ)
公的年金等	2,700,000		
雑			

手順3

E 所得・税額から差し引かれる内容

控除項目	金額	控除後の所得金額
雑損控除		
医療費控除	140,300	120,300
社会保険料控除	198,150	266,100
生命保険料控除	48,000	48,000

G 所得税と異なる課税方式の選択(確定申告書提出の方)

上場株式等に係る配当所得等については、住民税の申告書(市民税・県民税申告書及び付表「上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用」)を提出することで、所得税と異なる課税方式(例えば所得税では総合課税を選択し、住民税では申告不要制度を選択)を選択することができます。なお、市民税・県民税申告書及び付表は、秦野市ホームページからダウンロードするか、市民税課に当該用紙の送付を依頼してください。

※図1～図4については、前年度を参考に作成しているため、実際と異なる場合があります。

令和5年度市民税・県民税申告書を提出する方へ

この申告は、あなたの市民税・県民税の基礎資料となるばかりでなく、国民健康保険税の算定や児童扶養手当の給付等の資料にもなります。また、申告がないと、所得証明書・課税証明書の発行ができません。

(確定申告書又は給与・公的年金等支払者からの支払報告書の提出がある場合を除く。)

各種控除や所得の内容等については、別紙「令和5年度市民税・県民税申告書の手引き」を御覧ください。

なお、記入例は、中面の「令和5年度市民税・県民税申告書の書き方」を御確認ください。

★ この申告書は令和4年度において次のいずれかの要件にあてはまる人に送付しています。

- ① 市民税・県民税申告書を提出している人（令和3年分確定申告書を提出している場合を除く）
- ② 公的年金等支払報告書のみで市民税・県民税が課税になっている人
- ③ 確定申告書、市民税・県民税申告書、給与や公的年金等支払者からの支払報告書のいずれの提出もない人（秦野市内に居住している人の税法上の扶養親族になっている場合を除く）

※ 上記のいずれかの要件にあてはまる場合でも、年齢や昨年度の課税方法等により送付の対象にならない場合があります。

★ 申告書の受付・相談日程等は次のとおりです。

期 日	令和5年1月23日(月)から3月15日(水)まで(土・日・祝日を除きます。) ※新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での提出に御協力ください。		
場 所	秦野市役所東庁舎1階 1A会議室	受付時間	午前8時30分～午後5時
必要な物	・ 申告書 ・ 個人番号カード(マイナンバーカード)、もしくは個人番号通知カード+運転免許証等 ※「個人番号(マイナンバー)の通知カード」につきましては、氏名、住所等の記載事項について変更がない場合又は記載事項の内容変更手続きがとられている場合に限り有効です。 ・ 収入の証明書(給与収入又は公的年金等収入の場合は源泉徴収票等) ・ 生命保険料、地震保険料、社会保険料、寄附金控除などを受ける人は、その支払証明書等 ・ 障害者控除を受ける人は、手帳又はその写し(療育手帳等による場合)、高齢介護課発行の障害者控除対象者認定書等(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳については、提示等が不要となりました。) ・ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知書 ※令和3年度から、領収書原本の添付による申告はできなくなりました。必ず事前に「医療費控除の明細書」を作成のうえ、申告してください。 ※日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類及び送金関係書類(これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。) ※代理人(同居の家族や親族を除く)が申告する場合は、委任状(任意様式)と代理人の運転免許証等の本人確認書類		

※ 郵送で提出する際は、同封の返信用封筒を御利用ください。また、申告内容について連絡する場合がありますので、電話番号を必ず御記入ください。なお、收受印を押印した受付書が必要な方は、住所宛名を記入し、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

※ 申告内容の控えが必要な方は、事前にコピーをしてから提出してください。

★ 成年年齢引き下げに伴う市民税・県民税への影響について

民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、市民税・県民税における税法上の未成年者は、賦課期日現在18歳未満(平成17年1月3日以降に生まれた方)の方で婚姻事実がない方に変更となりました。

★ その他、申告についての問い合わせ

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所 市民税課 市民税担当 電話 0463-82-5130(直通)

Email siminzei@city.hadano.kanagawa.jp